

簡易な収入見込額の申立書 (扶養義務者等用) 【家計急変者】

- 「子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) 申請書 (請求書)」、「簡易な収入見込額の申立書 (申請者本人用)」と一緒に提出ください。
- 申請者と同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者がいる場合は、その方の令和2年中の年間収入見込額も勘案して支給を決定しますので、本申立書 (「簡易な収入見込額の申立書 (扶養義務者等用) 」) をご提出ください。
また、該当者が複数いる場合は、その全員分について本申立書をご提出ください。
- 下記にある【要件】を満たす場合に支給の対象となります。

【誓約・同意事項】 下記の(1)~(5)すべての項目に誓約・同意のうえ提出します。

- (1) 【要件】に該当します。
- (2) 収入額が分かる書類 (給与明細書、帳簿、年金額改定通知書等) を提出しています。
- (3) 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。
- (4) 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、姫路市が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- (5) 本申立の内容に相違ありません。

令和 **4** 年 **6** 月 **3** 日

申請者氏名 姫路 花子

扶養義務者氏名 姫路 夏子

①申請日時点で申請者と同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者についてご記入ください。

氏名	姫路 夏子
申請者との続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 曾祖父母 <input type="checkbox"/> 曾孫 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 配偶者

②令和2年2月以降の任意の月の収入 (1か月) の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和 4 年 5 月		注意事項
収入内訳	給与収入 【a】	2000000円 <small>※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。</small>
	事業収入又は不動産収入 【b】	円 <small>※</small>
	年金収入 【c】	1200000円 <small>※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。</small>
収入合計額 【a + b + c】		3200000円 <small>※青枠の収入額の合計額をご記入ください。</small>

※上記以外の収入については記載不要です。

×12

③②の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額	38400000円
---------	------------------

- 上記③の金額が372万5千円未満の場合は、【要件】を満たすため④⑤を記載する必要はありません。
- 上記③の金額が372万5千円以上の場合は、次ページ④にお進みください。

(次ページに続きます)

④①の方が生計を同じくし養っている親族の氏名をご記入ください。【☆】

	フリガナ	該当する場合は○
	氏名	70歳以上（配偶者以外） の親族
1	ヒメジ シロコ 姫路 城子	
2		
3		
4		
5		
6		

別居の方でも、定期的に仕送りを行っている等で、生計が同一であれば、その方を記入していただけます。

⑤④でご記入いただいた人数にチェックをしていただき、要件に該当するかの計算をおこなってください。

④の人数にチェックしてください。		基準額
✓	人数	
	0人	3,725,000円
✓	1人	4,200,000円
	2人	4,675,000円
	3人	5,150,000円
	4人	5,625,000円
	5人	6,100,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

【要件チェック】

i	左側で選択した基準額	4,200,000 円
ii	④の○の数×60,000円 (○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)	0 円
収入基準額(i + ii)		4,200,000 円
		∨
年間収入見込額(③)		3,840,000 円

→【要件】③の年間収入見込額が収入基準額より低いこと。

※【要件】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額申立書」の要件を満たすときは支給の対象となります。